

農業者の皆さんも対象です！

【令和2年5月22日現在】

個人向け



# 持続化給付金のお知らせ

～最大100万円が給付されます～

「**持続化給付金**」は、**新型コロナウイルス感染症拡大**により、特に**大きな影響**を受ける事業者に対して、**事業の継続**を下支えするために**支給**するものです。

## ポイント

### ① 税務申告をした農業者が対象になります。

**昨年の事業収入額や所得に関する要件はありません。**

※ただし、昨年の事業収入について税務申告をしていることが必要です。

- ✓ 2019年の、**確定申告（所得税）** 又は **住民税の申告のいずれか**を行って  
いれば、申請が可能です。
- ✓ 昨年の事業収入を基に支払われますので、**昨年赤字申告の方も対象**です。

### ② 新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、

**今年のいずれかの月の事業収入が、①で申告した年間事業収入を12で割った額（平均月収）の50%以下であれば対象になります。**

- ✓ 2020年1～12月のいずれかの**ひと月の事業収入**が、2019年の**平均月収**（※）の**50%以下であれば**、次の計算方法を用いて給付額を計算します。  
※2019年の平均月収は、**申告書に記載されている年間事業収入を12で割った額**。

#### 給付額の計算方法（上限：100万円）

給付額 = 2019年の年間事業収入 - (申請対象とする月の収入 × 12か月)

### ③ パソコン・スマホで申請可能です。対面での申請窓口も設置します。

- ✓ 対面での**申請支援窓口も全国で設置予定**です。
- ✓ 影響の大きい地域では、**農協も準備ができ次第**、申請支援を行っていく予定です。

※ 一度給付を受けた方は、再度給付申請することができません。

※ 詳細は、申請要領等をご確認ください。



「**持続化給付金**」  
を装った**詐欺**に  
ご注意下さい

## 申請書類

氏名、住所、生年月日、電話番号等の基本情報に加え、次の書類が必要です。

- ① 2019年分の**確定申告書第一表**の控え（收受日付印が押してあるもの）※1※2
- ② 申請の対象とする月の月間事業収入がわかるもの（**売上台帳、帳面**など）
- ③ 申請者本人名義の振込先口座の通帳の写し
- ④ 本人確認書類（運転免許証、個人番号カード等）

※1 2019年の確定申告書類がない場合は、市町村民税・特別区民税・都道府県税などの申告書類でも申請可能です。

※2 農業者の方は、青色申告者であっても、所得税青色申告書決算書の控えを添付せずに申請することができます。

## 申請期間・方法

✓ **令和2年5月1日から令和3年1月15日まで**

※ 電子申請の送信完了の締切は、令和3年1月15日の24時まで



✓ 申請は、持続化給付金ホームページをアクセス！

持続化給付金

検索

## 給付額の計算例

昨年の年間事業収入480万円を12で割った額（平均月収）で比較します！

2019年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	....	12月
	40万円	40万円	40万円	40万円	40万円	40万円		40万円
2020年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	....	12月
	40万円 (±0)	36万円 (▲10%)	20万円 (▲50%)	10万円 (▲75%)	28万円 (▲30%)			

給付額の計算 (4月の収入10万円(▲75%の月)を選択して計算)

480万円 - (10万円 × 12か月) = **360万円**

360万円 > 100万円 (上限額)

**給付額 100万円**

※ 対象とする月の収入は、2020年1月～12月のうち、前年の平均月収比で事業収入が50%以上減少した月から、**ひと月を申請者が任意で選択**できます。

## 相談ダイヤル

持続化給付金事業コールセンター **0120-115-570**

【IP電話専用回線】 **03-6831-0613**

受付時間 **8:30 ~ 19:00**

※ 5月・6月は毎日、7月～12月は日曜から金曜まで（土曜を除く）



<このパンフレットに関するお問い合わせ先> 農林水産省経営局経営政策課 (TEL 03-6744-0575)